

# なくそう！望まない受動喫煙。

マナーから  
ルールへ。



病院・学校

敷地内禁煙！  
(屋外に喫煙場所設置可)



飲食店

原則屋内禁煙！  
(喫煙専用室のみ喫煙可)



オフィス・事業所

原則屋内禁煙！  
(喫煙専用室のみ喫煙可)

改正された健康増進法が、  
2020年4月1日より**全面施行**されます。

小樽市保健所健康増進課  
担当TEL：22-3110

